

医療法人裕紫会プラス(+)鍼灸 利用約款

第1条（適用範囲）

利用約款（以下「当約款」といいます。）は、医療法人裕紫会プラス(+)鍼灸（以下「当施設」といいます。）を利用する方に適用されます。

第2条（目的）

当約款は、当施設がその利用者に対し、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことや社会復帰ができるように、一定の期間リハビリ・プランを提供するにあたって、そのサービスに関する注意事項及び本施設の利用について取り決めることを目的とします。

第3条（管理運営）

当施設は、「医療法人裕紫会」（以下「当法人」といいます。）が管理・運営します。当法人は、当施設の管理・運営にあたって各施設内に事務窓口を設置します。

第4条（利用資格）

当施設の利用資格は、以下の項目すべてに該当する方といたします。

- （1）当約款に同意した方。
- （2）医師等からリハビリテーションその他これに付随する行為を禁止されていない方。
- （3）伝染病など他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- （4）反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋等）の関係者ではない方。
- （5）過去に当法人の運営する施設において利用禁止の通告を受けていない方。
- （6）過去に当施設が提供するサービスの全額返金制度の適用を受けていない方。

第5条（利用手続き）

当施設を利用するときは、以下に定める手続きにより利用申込を行っていただきます。

- （1）利用者は、当約款に同意した上で利用申し込みを行っていただきます。
- （2）当施設利用に伴い当約款第7条に定める利用料金を当法人にお支払い頂きます。
- （3）未成年の方及び介助を要する方（意思能力に問題のある方を含みます。）が利用しようとするときは、親権者又はご家族等の同意を得て利用申込書にご署名頂いた上で、利用申し込みを行っていただきます。この場合、当該親権者又はご家族は、自らの利用資格の有無に関わらず、本約款に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（個人情報保護方針）

当施設は、次の事項を含む個人情報保護方針を定め運営いたします。

- (1) 適切な個人情報の取得、利用及び提供に努めること。
- (2) 個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん及び不正アクセスなどの予防処置又は是正措置を講ずること。
- (3) 個人情報に関する法令を遵守すること。

第7条（利用料金）

1. 利用者は、当法人に対し当法人が別途定める期日までに利用料金をお支払いいただきます。
2. 利用者は、実際の施設利用の有無に関わらず、利用者資格を喪失するまでの利用料金をお支払いいただくこととなります。
3. 一旦納入いただいた利用料金は、事由の如何を問わず原則として返還できません。ただし、第19条に定める利用停止制度及び第24条に定める全額返金制度適用の場合はこの限りではありません。

第8条（利用者資格の取得）

利用者は当約款第5条の定める利用手続きが完了した際に利用資格を取得するものとします。

第9条（利用者資格の相続・譲渡）

当施設の利用者資格は他の方に譲渡、売買貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、当施設の利用者資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。ただし、法人の合併、会社分割その他組織再編行為に基づく承継はこの限りではありません。

第10条（施設内諸規則の遵守）

利用者は、当施設の利用にあたり本約款及び各施設の諸規則を遵守していただき、当施設のスタッフの指示に従っていただきます。

第11条（サービス提供に関する注意事項）

1. 鍼灸を用いた施術に関して、人によっては「灸後の発赤」、「軽度の火傷の可能性」「一過性の腫脹」「出血」「内出血」「アレルギー反応」「一過性の痛み」が一時的に出現する場合がございますが、通常1週間～10日位で自然に解消いたしますので、ご了解ください。
2. セッション中であってもバイタルサイン、体調等を診て鍼灸師、PT、OT、ST、他関係スタッフが妥当と判断をした場合はセッションを中断させて頂くことがあります。
3. リハビリ・プラン実施による効果につきましては、効果の期待できるプログラムの提供に最

大限努めますが、必ずしも効果を保証するものではありません。

第12条（体調管理報告に関する注意事項）

当施設の施設内においては、安全面は十分に配慮をしておりますが、万一体調がすぐれない場合は、セッション前・セッション中を問わず当施設スタッフに速やかにその旨お申し出ください。

第13条（緊急時の対応）

1. 当施設は、利用者に対し、医師等による医学的判断により医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 前項のほか、当施設利用中に利用者の心身状態が急変した場合、利用者又はその扶養者が指定する者に対し緊急に連絡いたしますので予めご了承ください。

第14条（禁止事項）

利用者は当施設において次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 他の利用者や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の利用者や施設スタッフに対し、暴力をふるいその他有形力を行使する一切の行為。
- (3) 大声や奇声を発する又は物を投げる、壊す、叩くなど、施設スタッフ及び他の利用者に対する威嚇的行為ないし迷惑行為。
- (4) 施設内の設備・器具・備品等を損壊し、又は備品等を許可なく施設外に持ち出す行為。
- (5) 当施設の施設外において、他の利用者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の迷惑行為を行うこと。
- (6) 他の利用者や施設スタッフに対し、多数回にわたって電話をする、メール、SNSその他の通信手段によって執拗に連絡するなどの迷惑行為を行うこと。
- (7) 必要性がないにもかかわらず、施設スタッフに対し、長時間にわたり面談、電話、その他の方法で拘束する等の迷惑行為を行うこと。
- (8) 他の利用者や施設スタッフに対するセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- (9) 刃物、火器、薬品などの危険物を施設内へ持ち込む行為。
- (10) 施設内又はその周辺において、当施設の利用者又は施設スタッフに対し、物品販売や営業行為を行うこと、又は金銭の拝受・賃貸を申し入れるなどの迷惑行為を行うこと。
- (11) 他の利用者やスタッフに対して宗教的活動その他への勧誘行為、及び政治活動、署名活動等を行うこと。
- (12) 施設スタッフに対して、他社に就職を斡旋する又は引き抜きを行うなど、営業に関する妨害行為を行うこと。
- (13) その他軽犯罪法、個人情報保護法等の法令や公序良俗に反する一切の行為。

第15条（免責）

利用者が被った当施設利用中の損害や怪我その他の事故（以下、「事故等」といいます）については、当施設に故意又は過失がある場合を除き、当法人は、当該損害に対する一切の責任を負いません。また、当法人は、利用者が当施設の運営する施設外で被った事故等について、利用者が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、一切の責任を負いません。

第16条（利用者の損害賠償責任）

利用者が当施設利用中に、当法人または第三者に損害を与えたときは、その利用者が当該損害に関する責を負い、当法人に対して一切迷惑をかけないものとします。

第17条（利用者資格喪失）

利用者は次の各号に該当する場合、その利用者資格を喪失し利用者としての如何なる権利をも喪失します。

- （1）第19条に基づき利用停止したとき。
- （2）第20条により除名されたとき。
- （3）第24条に定める30日間全額返金保証制度に基づく返金の申し出をしたとき。
- （4）利用者が死亡したとき。
- （5）当法人が当施設を閉鎖したとき。

第18条（予約の変更・キャンセル）

1. 利用者による予約変更又はキャンセルは予約前日の営業時間終了までに行うものとする。
2. 当日の予約変更又はキャンセルは、正当な事由がない場合に限り1回分のリハビリを実施したこととする。但し、当施設側の都合や判断で当日に予約変更又はキャンセルを行った場合はこの限りではない。

第19条（利用停止）

利用開始後において、利用者は自己都合により利用停止することはできません。但し、消費者契約法、割賦販売法その他の法令に基づき利用を停止するときは、この限りではありません。

また、利用者が入院などの正当な事由で施設を利用できなくなった場合については、リハビリの残回数のみ契約開始日から1年間有効といたします。

第20条（除名）

1. 当法人は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その利用者を当施設から除名することができます。
 - （1）当約款および諸規則に違反し、その是正を催告されたにもかかわらず是正されないとき。
 - （2）利用料金の支払を怠ったとき。

- (3) 当法人の許可なく、施設スタッフに施設外部でリハビリを受けたとき。
 - (4) 正当な事由なく3回以上無断でお休みされたとき、又は音信不通の状態となった場合。
2. 除名された利用者は、以後、当施設の利用が一切できません。また、既にお支払いいただいた利用料金は、理由の如何を問わず一切返還しないこととします。

第21条（施設の閉鎖・休業および解散）

1. 当法人は、次の各号に該当するときは、当施設の閉鎖、休業または解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。
- (1) 気象災害その他外因的事由により、利用者に危険が及ぶと当社が判断したとき。
 - (2) 当施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
 - (3) 定期休業によるとき。
 - (4) 事業譲渡、その他、当施設の運営事業の承継、当施設の運営事業の撤退、その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。
2. 当施設は、閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに利用者に対しその旨を告知するものとします。但し、閉鎖等により利用者の会費支払義務が減免されることはなく、また、当法人は利用者に対して特別の補償または賠償を一切行いません。
3. 当施設の閉鎖等が、気象災害などの外的事由に起因する場合、復旧が可能な場合は利用者に対し、代替サービスを提供するものとします。

第22条（利用の禁止）

利用者が次の各号に該当するときは、一時的に当施設の利用を禁止することができます。

- (1) 当約款に違反したとき。
- (2) その他、当施設の利用にふさわしくないと認められるとき。

第23条（利用の一部制限）

利用者が次の各号に該当するときは、当施設利用の一部を制限することがあります。

- (1) 事前の問診および検査（血圧・脈拍測定など）により、安全に運動することが困難だと当施設のスタッフが判断したとき。
- (2) 医師等からリハビリテーションを禁止、又は制限されているとき。
- (3) その他の事由で安全にリハビリが実施できないと判断したとき。

第24条（30日間全額返金保証制度）

1. 利用者が利用開始日から30日以内に返金の申し出を行った場合、当法人は、本条にしたがって利用者に対して支払い済みの利用料金の全額を返金するものとします。ただし、対象となるのは60日リハビリプログラムの初回利用時のみとします。
2. 前項に定める返金の手続きは、例外なく当施設に来店のうえで、当法人の制定する書面に自署して行うものとします。電話、電子メールなど、その他の手段による手続き及び親族又は

代理人等による返金の申し出には応じかねます。

3. 本条に基づいて支払い済みの利用料金の返金を申し出た利用者は、申し出のあった日以降、原則として当施設のサービスを一切利用できません。
4. 前各項の規定に関わらず、利用料金のほか、利用者の使用目的で同意を得て購入した物品等については、本条に基づく返金の対象外とします。
5. 当該利用者につき当約款第 20 条 1 項に該当した方が、本制度を利用する場合は、役務提供分（施設リハビリ等）を除いた金額を返金の対象とします。

第 25 条（諸費用の変更及び運営システム変更 について）

1. 当法人は、利用者が負担すべき諸費用について、相当な理由があると認められるときは変更することができます。
2. 当法人は、施設運営システムの変更が必要と判断したときは適宜変更することができます。
3. 前二項の場合、当法人は原則として各変更の 1 ヶ月前までに、利用者にこれを告知します。
4. 当法人は、都合により、施設スタッフの担当変更をすることがあります。
5. 前項の場合、原則として変更が決定した段階で、利用者にこれを告知します。

第 26 条（当約款等の改訂）

当法人は、当約款および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、当法人は予め改訂の 1 ヶ月前までに告知することにより、改訂した本約款および施設内諸規則の効力は全利用者に及ぶものとします。

第 27 条（合意管轄）

本約款および施設内諸規則に起因又は関連する紛争が生じたときは、和歌山地方裁判所又は和歌山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 2 年 7 月 1 日施行

以上